

頁	誤	正
	(第1部 機械的及び物理的特性)	
24	4.5.1.2 この条項の要件事項は	4.5.1.2 この条項の要求事項は
32	4.10 裏打ちのない柔軟なプラスチック・フィルム及び <u>包装</u> で、 <u>面積が100mm×100mmを超え</u> 、玩具に使用されるものは、以下のいずれかに従うものとする。	4.10 裏打ちのない柔軟なプラスチック・フィルム及び <u>プラスチックバック</u> で、玩具 <u>及び包装</u> に使用されるものは、以下のいずれかに従うものとする。
34	4.11.3.3 自由端を持たず、かつ長さが220mmを超えるが	4.11.3.3 自由端を持たず、かつ <u>5.11.2に従って測定したときに</u> 長さが220mmを超えるが
40	4.16.2.1 「閉める仕組」は、5.13.1(閉める仕組)に従って試験したときに、45N <u>未満</u> の力で開けることができるような種類でなければならない	4.16.2.1 「閉める仕組」は、5.13.1(閉める仕組)に従って試験したときに、45N <u>以下</u> の力で開けることができるような種類でなければならない
46	4.18.4.3 a) 5.15.1.3.3 a)から e)に従って試験したとき c) 5.15.1.3.3 a)から e)に従って試験したとき	4.18.4.3 a) 5.15.1.3.3 a)から d)に従って試験したとき c) 5.15.1.3.3 a)から d)に従って試験したとき
49	4.25 音響の要求事項 ガラガラには、4.25 e)の「C 特性ピーク音圧レベル」の要求事項が適用される。	4.25 音響の要求事項 ガラガラには、4.25 f)の「C 特性ピーク音圧レベル」の要求事項が適用される。
63	<p>a) End view</p> <p>b) Side view</p>	<p>a) End view</p> <p>b) Side view</p>
68	5.12.4 乗物玩具は、 <u>ハンドル</u> を玩具が最も転倒しそうな位置に	5.12.4 乗物玩具は、 <u>操縦機構</u> を玩具が最も転倒しそうな位置に
76	大型でかさばる玩具のための転倒試験(参考資料3参照)	大型でかさばる玩具のための転倒試験

81	5.22.6.5 平面に吸盤を固定するために糊を使用する場合は	5.22.6.5 (注)平面に吸盤を固定するために糊を使用する場合は
97	別紙 I (基準第 1 部 <u>4.19</u>)	別紙 I (基準第 1 部 <u>4.20</u>)
99	別紙 II (基準第 1 部 <u>4.25</u>)	別紙 II (基準第 1 部 <u>4.33</u>)
111	プローブの高さ(100mm)と底部の高さ(25mm)は、ISO 8124-4 で使用されている「胴体及び頭部プローブ」の形状と同じである。	プローブの高さ(101.6mm)と底面の高さ(25.4mm)は、ASTM F-963 と同じであり、ISO 8124-4 で使用されている「胴体及び頭部プローブ」の形状と <u>近似のもの</u> である。
116	そうした「即席の発射体」であっても、4.18.2 e)で言及されている -	そうした「即席の発射体」であっても、4.18.3 e)で言及されている -
(第2部 可燃性)		
133	5.4.1.1 試験試料を <u>純水</u> に(2±0.5)分間浸して、すすぐ。	5.4.1.1 試験試料を <u>脱塩水</u> に(2±0.5)分間浸して、すすぐ。
(第3部 化学的特性)		
161	1.10 この基準の <u>2.12</u> 項及び 2.7 項(2)(3)に定める試験方法による試験を行い、	1.10 この基準の <u>2.11</u> 項及び 2.7 項(2)(3)に定める試験方法による試験を行い、